落地税實施等の釐金改革を伴い繰り返し試行されていった。しかし、こうした政府の施策にもかかわらず、認捐制度はついに廃止されることなく、袁政權以降も存續していく。

小報告の課題は、以上の一連のプロセスを、上海を中心とした認捐制度の實態を踏まえつつ検討することにある。考察に際しては、認捐制度を同業團體による同業者統制、子口税制度、あるいは上海における租界の存在とも絡めながら論じたい。

十七世紀初頭の中央アジアにおける死地蘇生文書について

磯貝健一

本發表では、發表者がウズベキスタン共和國留學中に入手した、これまで中央アジア史研究において殆ど用いられたことのない死地蘇生文書という史料を、そのペルシア語テキストの解釋と文書書式の検討に重點をおきながら紹介する。イスラム法において死地とは一般に誰の所有下にも置かれていない荒蕪地を指し、死地蘇生(iḥyāʾ al-mawāt)とはこうした荒蕪地を農地として再生する行爲を示すが、注目すべきは蘇生した土地が蘇生者の私有地に轉化することである。文書は大きく二つの部分に分かれ、前半部では蘇生對象である土地がイスラム法で定められた死地の條件に適合することなど、この文書で扱われる死地蘇生行爲の法的有效性を確定するための形式的文言が連ねられる。一方、後半部は末尾を缺いているが、殘存する箇所を見る限りでは死地蘇生を實行するうえで蘇生者が直面した難事やその奇跡的な解決などを傳える一種の説話形式をとっている。ここでいう蘇生者が直面した難事とは、蘇生對象地の灌漑に用いる運河開創にかかわるものである。イスラム法上、死地蘇生という行爲の中心を占めるのは蘇生對象地を灌漑するための水利施設を建設することであり、説話形式をとる本文書後半部も、難事業を遂行した蘇生者を賞贊するためのみでなく、件の死地蘇生行爲の法的有效性を強調するために作成されたものと考えられる。

第二次立憲制期のオスマン海運
——官營汽船の民營化をめぐって——

小松香織

十九世紀中葉以降汽船時代の到來に伴い、オスマン政府は、自國海運の近代化と對外自立とをめざし、ナショナル・フラッグの育成に乗り出した。しかし、そのありようをめぐっては、當初から民營を主張する商業・公共事業省と國營に固執する海軍省との間で激しい論議が繰り返された。その背景にはムスリム・トルコ系エリートと非ムスリム系の經濟官僚・資本家という二つの勢力の對立があった。

アブデュルハミト二世の專制期には、このスルタンの厚い信頼を得た海軍大臣ハサン・ヒュスニュ・パシャの下で、前述の海運企業は海軍の直轄下に置かれていた。ところがこの間目標としていた成